

## 統計調査員に関する Q&A

| 質問                       | 回答   |
|--------------------------|--|
| 統計調査員の登録制度とは、どのような制度ですか？ | <p>統計調査員の登録制度とは、各種統計調査に統計調査員として従事していただける方を事前に登録してもらう制度です。調査が行われる際に、本人に意向確認を行った上で、統計調査員の業務に従事することになります。</p> <p>※注 登録しても調査状況により、必ずしも任命されるとは限りませんので、ご注意ください。</p>  |
| 統計調査員の登録は、いつ募集してますか？     | <p>調査員の登録は通年で募集を行っています。</p> <p>調査員への登録を希望する場合は、お問い合わせください。</p>   |
| どうすれば調査に従事できますか？         | <p>調査員の登録をしていただき登録完了通知がお手元に届いても、すぐ翌日から統計調査員としての仕事が始まるわけではありません。</p> <p>統計調査を実施する3～4カ月前に、登録された方に対し、調査員として従事していただけるかを担当者から事前に確認いたします。</p> <p>このとき、調査の規模によって従事していただく調査員の人数が決まっていますので、全ての方に連絡があるわけではありませんのでご了承ください。</p> <p>調査の実施期間等に都合が合わない場合は、辞退しても特に問題ありません。</p> <p>年間を通して仕事があるとは限りませんので、定期的に収入を得られるものではありません。</p> |
| 活動する期間はどのくらいですか？         | <p>ひとつの統計調査の期間は概ね2～3か月です。ただし、それ以上の期間を要する調査もあります。また、調査期間中も、あらかじめ指定された調査日程に基づき、期間内に責任をもって担当する調査地域の調査活動を行っていただくことになります。調査票の配布や回収には労力を要しますので、時期によっては集中的に時間を割いて活動しなければならないこともありますが、基本的には、調査員個々の都合で日々の時間割りを計画できます。</p>   |

| 質問               | 回答   |
|------------------|--|
| 統計調査員の仕事流れは？     | <p>標準的な例をご紹介します。</p> <p>(例：10月1日が基準日の調査)</p> <p>6～7月<br/>調査実施の3～4カ月前に書面もしくは電話で統計調査員のお仕事のご案内をします。<br/>ご都合がよろしければお引き受けください。</p> <p>8月下旬<br/>市が行う説明会に出席<br/>調査内容と業務について説明を受けます。<br/>また、調査で使用する書類・用品を受け取ります。</p> <p>9月上旬 調査実施に向けた準備<br/>担当する調査地域を巡回し、調査地域の範囲や調査対象(一般の世帯または事業所)を把握します。</p> <p>10月上旬 調査票の配布と回収<br/>担当する調査地域の調査対象を訪問し、調査票の記入を依頼します。後日、約束した時に再訪問し、調査票を受け取ります。</p> <p>10月中旬 調査書類の検査と提出<br/>回収した調査票に記入漏れがないかどうかを検査し、決められた日時までに調査書類を提出してください。</p> |
| 統計調査員はボランティアですか？ | <p>統計調査員の仕事は、ボランティア活動ではありません。</p> <p>調査期間中は、統計調査員として任命を受け、非常勤の公務員として調査活動に従事することになります。</p> <p>また、調査が終了しますと、統計調査ごとに定められた報酬が支払われます。報酬額は調査の内容や受持ちの調査対象の数などによって異なります。</p>   |

| 質問                            | 回答   |
|-------------------------------|--|
| 未経験者でも大丈夫ですか？                 | 統計調査の経験がない方でも大丈夫です。調査を行う前に必ず説明会を開催します。また、調査員同士が協力したり、同行者を随伴したりできる制度もあります。  |
| 一人での調査活動は不安があるのですが。           | 調査員の安全確保を図るため、「調査員同行者制度(調査活動前に登録した家族や知人が同行する)」「調査員の相互協力制度(調査員同士が連絡を取り合い、それぞれの担当する調査地域において協力して活動を行う)」があります。   |
| 一度登録したらずっと仕事を引き受けないといけないのですか？ | ご都合が合わない場合は断っていただいてもかまいません。  |
| 他に職をもっている調査員になることはできますか？      | 兼業も可能です。<br>統計調査員は大臣や県知事から任命される非常勤の公務員で、兼職も法律上認められています。<br>ただし、お勤めの方は勤務先の了承が必要な場合もあるので、登録申込みの前や統計調査の従事前勤務先に確認しておく必要があります。<br>※調査員の活動中にそれ以外の活動(セールス活動など)を行うことは禁止されています。 |
| パートの仕事がお休みの日に調査員の仕事はできますか？    | 可能です。<br>調査票を配布する期間の指定などがありますが、基本的には統計調査員の都合の良い時間帯に活動ができます。  |
| 活動する場所はどこですか？                 | 調査に従事していただく地域は、登録時や従事意向の確認時に希望した地域を参考に割り振りを行います。   |

| 質問   | 回答   |
|--|--|
| <p>自分が住んでいる地区以外でも活動できますか？</p>                      | <p>可能です。<br/>登録時や従事意向の確認時に希望した地域を参考に割り振りを行います。</p>   |
| <p>担当する調査地域が近所ならできそうだけど、土地勘のない場所を担当することはありますか？</p> | <p>調査に従事していただく地域は、登録時や従事意向の確認時に希望した地域を参考に割り振りを行います。ご自宅の近所を希望していただければご近所を割り振るように配慮いたします。</p>  |
| <p>統計調査は、いくつくらいあるのですか？</p>                         | <p>統計調査員が関わる主な統計調査は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国勢調査</li> <li>・農林業センサス</li> <li>・全国家計構造調査</li> <li>・経済センサス－基礎調査</li> <li>・経済センサス－活動調査</li> <li>・住宅・土地統計調査</li> <li>・就業構造基本調査</li> </ul> <p>※注 統計調査は、年間を通じてあるわけではありません。また、お住まいの地域が調査対象地域とならない場合があります。</p> |

| 質問                             | 回答  |
|--------------------------------|---|
| 報酬は、いくらですか？                    | <p>統計調査員の登録に対する報酬はありません。</p> <p>統計調査員として任命され活動すると定められた報酬が支給されます。</p> <p>調査ごとに調査標準日数等が決められており、それに基づいて支給されるため、単純に、単価×調査従事日数とはなりません。</p>   |
| 統計調査員としての拘束期間・時間は、どうなっているのですか？ | <p>統計調査員として任命されると、まず、説明会に出席することになります。</p> <p>統計調査ごとに、事前調査、調査の依頼、調査票の配布・回収日、提出日等が決められていますので、それに合わせて計画的に作業します。</p> <p>時間については、特に何時から何時までといった勤務時間はありません。</p> <p>なお、平日や日中に調査票の配布・回収ができない場合には、休日や夜間に従事することもあります。</p> |
| 調査活動中の事故や怪我への補償はありますか？         | <p>調査員の任命期間内の調査活動中に事故などにあった場合は、法令等の規定に基づいて公務災害補償が適用されます。</p>  |